

2023年度通常枠 採択時における実行団体様向け精算関連説明資料

2023年10月 (Ver.1.0)



1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

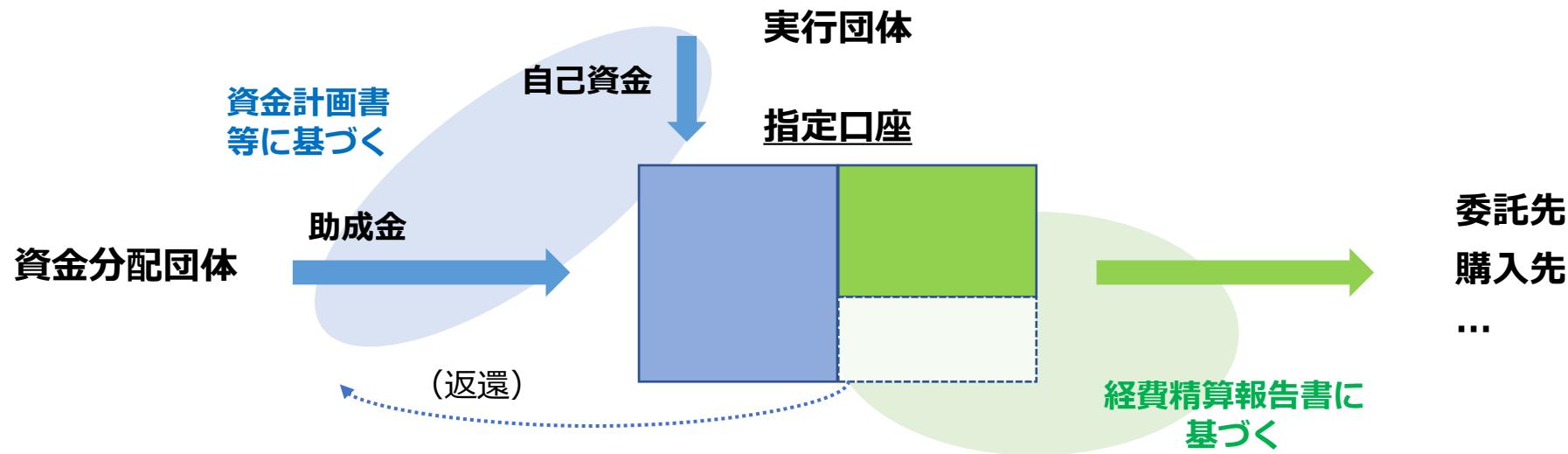
休眠預金事業における資金の流れ



● 指定口座での資金管理

休眠預金事業の助成金は、資金計画書等に基づき概算払いされます。このような点を踏まえ、本事業にかかる資金は指定口座で一元管理してください。

また、指定口座は預金保険の全額保護の対象となる決済用預金（無利息預金）とします。



助成期間内に利用に供したもので
助成期間後に支払った助成対象経費は、助成の対象になります。
(精算手続きの完了前までに支払われたものに限る)

● 精算手続き

助成の対象となるのは実際に支出した金額（実績値）のため、日々、支出状況を記録します。この記録は、キャッシュベース（支払いベース）で行います。例えば固定資産を取得した場合、減価償却費ではなく、購入価格を支出として記録します。助成金受領額より実績値が少なかった場合は、その差額を返還いただきます。

指定口座からの出金に関するルール



- **指定口座からの振込が原則**です。

団体の法人口座を経由せずに、指定口座から振込、引き落とし、カード払いによりお支払いください。
法人口座を経由せざるをえない他事業との按分経費（家賃等）がある場合の対応は次頁をご参照ください。
なお、振込手数料も助成対象となりますので、資金計画に含めてください。

- **現金での支払いも可能**です。

やむを得ない場合は現金での支払いも可能ですが、下記の上限額を超える場合は**事前承認**を要します。
また事業完了に伴う精算時には、**残金の指定口座への戻入**が必要です。

実行団体

- 月間の限度額は以下のとおり
- 限度額を超える場合、資金分配団体の事前承認を要します

表 1 現金月間上限額

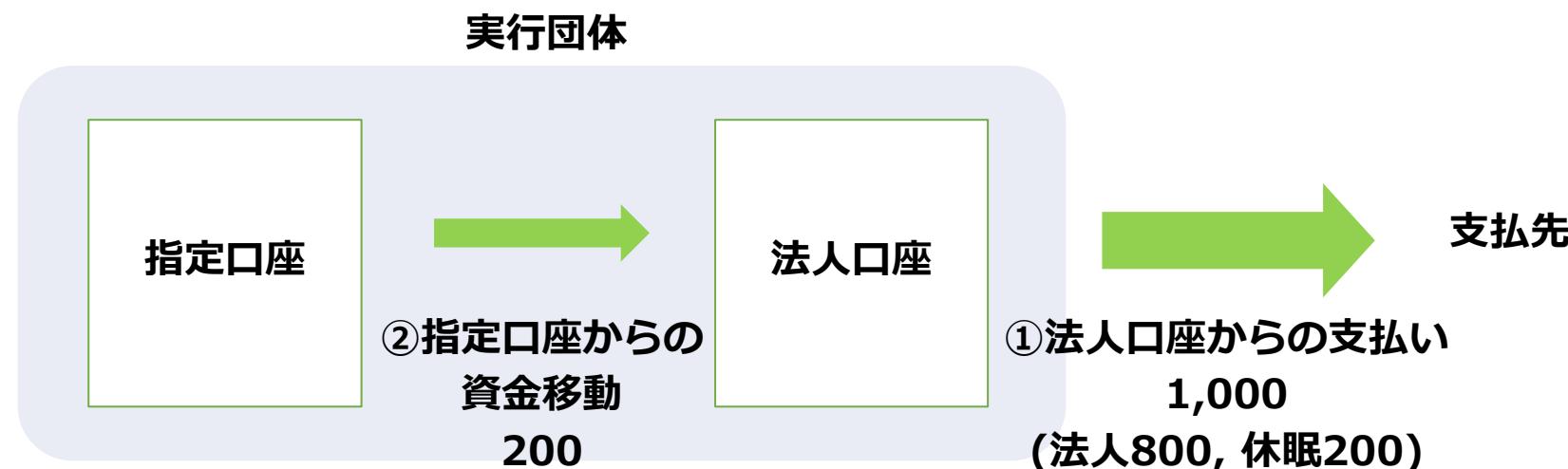
当該年度助成金総額	当該年度現金月間上限額
0 円~100 万円以内	1 万円
100 超~300 万円以内	3 万円
300 超~500 万円以内	5 万円
500 超~700 万円以内	7 万円
700 万円超~	10 万円

按分経費の対応



法人口座を経由せざるをえない他事業との按分経費（家賃等）がある場合、
例外的に指定口座から法人口座への資金移動が可能です。

- 原則は法人口座からの支払い後に指定口座から資金移動します。
キャッシュベースであることを踏まえ、同じ月に処理を行ってください。
- 社会保険料などの「預り金」は、資金分配団体が合理的に説明できる対応であれば構いません。
例えば人件費と同じタイミングで法人口座に資金移動するなど、一定のルールを設けて処理を行ってください。



指定口座での一元管理

- 休眠預金事業にかかる資金（助成金・自己資金）は、指定口座に入金して管理します
- 指定口座は、預金保険の全額保護の対象となる決済用預金（無利息預金）とします

指定口座からの支払い

- 原則、指定口座から、直接お支払いください（振込、引き落とし、カード払い）
- 現金支出、法人口座への振込（按分経費）を行う場合は、一定のルール（p.5）に則って処理ください

キャッシュベースでの管理

- 休眠預金事業における支出の記録は、キャッシュベース（支払いベース）で行います
- 適用範囲は本事業の手続きに限りますので、団体の会計基準と異なって構いません

* 事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

* 会計科目は、各団体に適用される会計基準により通常用いているものを使用してください。

* 精算手続きは消費税込みの額で行います。

1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

精算	月次の精算報告	<ul style="list-style-type: none">● 支出内容を記録した収支管理簿、現金出納帳、通帳の写しおよび支払証拠書類の写しを提出します
	年度末の精算報告	<ul style="list-style-type: none">● 支払証拠書類等を提出し、前年度における本事業の支出額を確定させます
	事業完了時の精算	<ul style="list-style-type: none">● 助成額を確定し、既に振り込んだ金額との差額（残額）があれば返還します
助成金の申請・受領		<ul style="list-style-type: none">● 資金分配団体に助成金申請を行い、助成金を受領します
区分経理		<ul style="list-style-type: none">● 休眠預金事業に係る損益が明確になるよう区分経理を行うとともに、決算書類等*で区分表示をします（次項参照） *区分経理を確認するため、後日、決算書類（正味財産増減計算書内訳表、活動計算書等）または区分経理が確認できる元帳や合計残高試算表などの会計帳簿を提出いただきます
会計監査		<ul style="list-style-type: none">● 本事業を含む毎年度の決算書類について、内部監査または外部監査を実施します。可能であれば外部監査を推奨します

参考) 決算書類の様式例



①公益法人会計を適用する団体

正味財産増減計算書内訳表				
	公益目的事業会計		法人会計	合計
	○○○目的と する事業	休眠預金等 交付金事業	小計	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				○○○
基本財産運用益				○○○
特定資産運用益				
事業収益				○○○
事業収益				
休眠預金等交付金		○○○		
その他の受取補助金等	○○○		○○○	○○○
(2) 経常費用				
事業費				
給与手当	○○○	○○○		
会議費	○○○	○○○		
委託費	○○○	○○○	○○○	○○○
管理費				
役員報酬		○○○	○○○	○○○
給与手当		○○○	○○○	○○○
旅費交通費		○○○	○○○	○○○
2. 経常外増減の部				
II 指定正味財産増減の部				
III 正味財産期末残高				

②NPO法人会計基準を適用する団体

活動計算書			
	特定非営利活動 に係る事業	休眠預金等文 付金事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
2. 受取寄付金			
3. 受取助成金等 休眠預金等交付金 受取民間助成金			
	○○○	○○○	○○○
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	○○○	○○○	○○○
給与手当	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○
(2) その他経費			
会議費	○○○	○○○	○○○
旅費交通費	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	○○○	○○○	○○○
給与手当	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○
(2) その他経費			
会議費	○○○	○○○	○○○
旅費交通費	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○
III 経常外収益			
	○○○		○○○
IV 経常外費用			
	○○○		○○○
次期繰越正味財産額			○○○

③企業会計基準を適用する団体

(その他の会計基準を適用される団体は、①、②、③のいずれか近い様式を準用下さい)

損益計算書			
科目	○○事業	休眠預金等文 付金事業	合計
事業損益 (売上高)			
	○○	○○○	○○○
事業費用 (売上原価)			
	○○○	○○○	○○○
(販売費及び一般管			
		他の事業とJANPIAからの助成事業を区分して記載下さい。	
事業外収益 (営業外収益)			
受取利息			○○○
雑収入			○○○
	○○○		○○○
事業外費用 (営業外費用)			
支払利息			○○○
雑費用			○○○
	○○○		○○○
特別利益			
休眠預金等交付金			○○○
	○○○		○○○
特別損失			
	○○○		○○○
当期純利益			○○○

		実行団体
精算	月次の精算報告	<ul style="list-style-type: none">提出頻度は、資金分配団体の裁量により月次から四半期の間で決めてください
	年度末の精算報告	<ul style="list-style-type: none">2025年4月～（対象：2023年度・2024年度分）2026年4月～（対象：2025年度分）
	事業完了時の精算	<ul style="list-style-type: none">資金分配団体が定める期限内（事業完了後、1か月以内を目途）
助成金の申請・受領		<p>助成金支払時期</p> <ul style="list-style-type: none">初回は契約締結後、速やかに実施*1（対象：2023年度・2024年度上期）2回目は2024年10月（対象：2024年度下期）2025年度以降は、毎年4月・7月・10月

*1 初回の支払時期が2024年6月末以降の場合、初回に2024年度下期分の助成金を含めて支払います。

月次精算報告の提出物



以下の提出物を休眠預金助成システムにアップロードし、実行団体は資金分配団体に対して報告を行います。

提出物	提出物の説明
収支管理簿・現金出納帳	<ul style="list-style-type: none">都度、指定口座からの支出内容を収支管理簿に記入します 現金を引き出しての支出が発生した場合は現金出納帳にその内容を記入しますキャッシュベースで、消費税込みの金額を記入します (固定資産取得時、減価償却費の計上は不要)
指定口座の通帳の写し	<ul style="list-style-type: none">指定口座の通帳の写しを提出します以下の要件を共に満たす場合は、代替物としてインターネットバンキングの入出金明細での提出を可能とします<ul style="list-style-type: none">加工ができないファイル形式であること（画面コピー、PDF 等）通帳に印字される内容が記載されていること (残高表示がない等、通帳と同等の情報がない場合は代替できません)
支払証拠書類の写し	<ul style="list-style-type: none">領収書等の支払証拠書類^{*1}の写しを提出します <p><small>*1 「取引の証拠となる書類」のことで、経費の種類（給与・賞与、その他）に応じて異なります。 (詳細は19ページ参照)</small></p>

収支管理簿等の記入例



- 収支管理簿および現金出納帳は、事業完了時に資金分配団体へ提出する経費精算報告書のベースとなります。
- 収支管理簿および現金出納帳への入力は、原則として助成システムから行ってください。
- 助成システムからエクスポートしたエクセルに記入のうえ、アップロードすることもできます。ただしエクスポートした様式をセルの結合や形式の変更を伴う行や列の追加・削除等、加工してしまうと助成システムに取り込めなくなってしまいますのでご注意ください。

収支管理簿 (* : 必須入力項目)										
	■ 年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
1	□	0	0	0						
2	□	0	0	0						
3	□	0	0	0						

現金出納帳 (* : 必須入力項目)										
	■ 年月日(*)	支出(戻入)()	収入(引出)()	現金残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
1	□	0	0	0						
2	□	0	0	0						
3	□	0	0	0						

収支管理簿等の記入例 (1/4)



- 指定口座からの支出内容を、区分ごとに収支管理簿に記入します。

※同一の支払先であっても目的区分や会計科目が異なる場合は明細を分けてください

収支管理簿 現金出納帳

※「行挿入」「行コピー」「行削除」する場合は、対象行で「右クリック」し、該当処理を選択してください。

※「複数行を一括削除」する場合は、対象行のチェックをONにし、「-削除」をクリックしてください。

+ 追加 - 削除 フィルター : OFF

収支管理簿 (* : 必須入力項目)

	■	年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号	
1	<input type="checkbox"/>	2022	2022/12/01	0	30,000,000	30,000,000	○○団体	-	受取助成金	-	資金分配団体からの助成金受取		
2	<input type="checkbox"/>	2022	2022/12/02	5,000		29,995,000	○○職員	直接事業費	旅費交通費	未登録	旅費交通費現地訪問(○○会館)	1	
3	<input type="checkbox"/>	2022	2022/12/05	5,000		0	29,990,000	○○水道局	管理的経費	水道光熱費	未登録	水道光熱費11月分	2

1 指定口座から支出した日付を
入力してください。
(キャッシュベースのため)
例) 翌月払給与は支払われた
月の費用に計上

支出の記録時、資金計画の目的区分を選択してください。

- ・直接事業費
- ・管理的経費
- ・評価関連経費

2 資金計画上の会計科目を
記入してください。

支払証拠書類を提出する明細に対して番号を記入のうえ、
支払証拠書類にも同じ番号を記載してください。

※実行団体の場合、管理的経費の支払証拠書類を提出いた
だくかは資金分配団体の裁量により決定されます。提出
する場合は付番してください。

収支管理簿等の記入例 (2/4)



(1) 助成金・自己資金等を指定口座に入金した場合：入金のあった日付で収支管理簿に収入として記録します。

目的区分の記載は不要です。

会計科目は、各団体において財務諸表作成目的で通常用いている科目を記載してください。

収支管理簿 (*: 必須入力項目)										
	■ 年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
5	<input type="checkbox"/> 2022/11/15	0	3,000,000	5,992,000	○○○団体	-	受取助成金	-	○○○団体助成金	
6	<input type="checkbox"/> 2022/11/20	0	100,000	6,092,000	法人口座	-	他会計より振替	-	自己資金の入金	

(2) 誤った支出の戻し入れがある場合：当該支出分を指定口座にうえ、戻し入れた日付で収支管理簿にマイナスの支出として記録します。

	■ 年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
34	<input type="checkbox"/> 2023	2023/10/10	100,000	0	148,400,000	法人口座	管理的経費	給与手当	未登録	職員A ○月分給与 (按分比率30%)	
35	<input type="checkbox"/> 2023	2023/10/23	-25,000	0	148,425,000	法人口座	管理的経費	給与手当	未登録	職員A ○月分給与(按分計算修正のため金額訂正)	

収入ではなく支出をマイナスで入力し、誤った支出に対する戻し入れかわかるように「使途・目的・理由など」の欄に記入します。
目的区分および会計科目は、当初支出時と同じ内容を記載します。

(3) 本助成に関する費用を法人口座で支払った場合：原則、法人口座からの支払い後に指定口座から資金移動します。

	■ 年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
34	<input type="checkbox"/> 2023	2023/10/10	100,000	0	148,400,000	法人口座	管理的経費	給与手当	未登録	職員A ○月分給与 (按分比率30%)	

収支管理簿等の記入例 (3/4)



(4) 本助成に関する費用をクレジットカードで支払った場合：指定口座から引き落とされた日付で記録します。

■	年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
37	□	2025	2025/04/10	3,500	0	148,421,500	○○カード社	管理的経費	消耗品費	未登録	文具類（3月分クレジットカード購入分） A34
38	□	2025	2025/04/10	14,000	0	148,407,500	○○カード社	直接事業費	旅費交通費	未登録	○○団体訪問（3/20）移動費用 A34

3月購入分であっても、引き落としがある4月の日付で支出内容を記録します。

(注) 複数の購入に対する支払いが一括で行われますが、収支管理簿にはその明細を記録してください。目的区分および会計科目が異なる支出は、必ず行を分けて記録してください。

(5) 現金で支払う場合：指定口座からの引き出しおよび戻し入れを以下のとおり記録し、現金による支払内容は現金出納帳に記録します。

収支管理簿

■	年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
9	□	2022	2022/12/25	10,000	0	110,190,000	—	—	—	現金引出（現金出納帳参考）	
10	□	2022	2022/12/28	0	5,000	110,195,000	—	—	—	現金戻入（現金出納帳参考）	

現金出納帳

■	年度	年月日(*)	支出(戻入)(*)	収入(引出)(*)	現金残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
1	□	2022	2022/12/25	0	10,000	10,000	—	—	—	指定口座から引き出し	
2	□	2022	2022/12/26	5,000	0	5,000	郵便局	直接事業費	通信費	未登録	切手購入 A51
3	□	2022	2022/12/28	5,000	0	0	—	—	—	指定口座への戻入	

資金移動処理のため「—」としてください。

収支管理簿等の記入例 (4/4)



(6) 預かり金が発生する場合：資金の動きと整合していく資金分配団体として合理的に説明できる方法で記録いただければかまいません。

具体例として、3月30日に銀行振込で講師の口座に源泉徴収後の「謝金」8,979円を振り込み、預り源泉所得税を翌年度の4月10日に納税した場合の記録方法は以下のとおりです。

具体例1

■	年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
24	□	2022	2023/03/30	8,979	0	148,521,021	○=氏	評価関連経費	謝金	未登録	3月15日登壇○=氏講師謝金
25	□	2023	2023/04/10	1,021	0	148,520,000	○○税務署	評価関連経費	謝金	未登録	3月30日付○○氏講師謝金源泉徴収分預り金

資金計画を立てる際には、予算を計上する年度が異なる点にご注意ください。

具体例2

■	年度	年月日(*)	支出金額(*)	収入金額(*)	指定口座残高	支払先(*)	目的区分(*)	会計科目(*)	計画有無	使途・目的・理由など	支払証拠書類の番号
27	□	2022	2023/03/30	10,000	0	148,510,000	○=氏	評価関連経費	謝金	未登録	3月15日登壇○=氏講師謝金
28	□	2022	2023/03/30	0	1,021	148,511,021	○=氏	-	預り金	-	3月30日付○○氏講師謝金源泉徴収分預り金
29	□	2023	2023/04/10	1,021	0	148,510,000	○○税務署	-	預り金	-	3月30日付○○氏講師謝金源泉徴収分預り金

費用の二重計上を防ぐため、納付（4月10日支出）の記載時には、収支管理簿の目的区分を「-」としてください。

月次精算報告の確認



- 実行団体の収支管理簿および現金出納帳は、資金分配団体が確認します。
- 通帳の写し、支払証拠書類の写し、資金計画書等と照らし合わせることで、支出および報告が適切に行われているかを確認します。

突合対象	主な確認の視点
通帳の写し	<ul style="list-style-type: none">➤ 収支管理簿と通帳の残高が一致しているか確認する
支払証拠書類の写し	<ul style="list-style-type: none">➤ 提出された領収書等が支払証拠書類の要件を満たしていることを確認する（19ページ参照）➤ 収支管理簿・現金出納帳の支出と明細単位で突合し、日付・支払先・金額等が整合しているか確認する➤ 事業目的と合致した支出内容であり、助成の対象外経費が含まれていないことを確認する（20ページ参照）
資金計画書等	<ul style="list-style-type: none">➤ 資金計画書等に沿って総事業費が使用されているか確認する（支出金額が同水準か、目的区分・会計科目は一致しているか、使途が分かるように記載されているかなど）

目的区分（実行団体）



資金提供契約書 第7条（助成の対象）

1.乙は、次の各号に掲げる資金又は経費で甲が経済合理性があると認めたものに限り、本助成金を充当することができる。

- (1) 本事業を実施するために直接必要な経費
- (2) 本事業を実施するために間接的に必要な経費^{*1}
- (3) 乙による、本事業に関する社会的インパクト評価等に係る調査、検証及び評価等の実施に必要な経費

目的区分



上限に関する規定

事業費の助成金額の85%以上

事業費の助成金額の15%以下

事業費の助成金額の5.0%以下

*1 第8条（管理的経費）より抜粋

乙は、乙の役職員の人工費、設備備品費等に係る経費及び事務所の家賃等の一般的な経費で、本事業を実施するために費やした部分を特定することが困難なもの並びに本事業を実施するための調査費その他の本事業を実施するために必要な経費を管理的経費として、本助成金の充当の対象とすることができます。ただし、資金計画書等に記載されているものに限る。

支払証拠書類の要件



- 各支出に対する支払証拠書類は、以下の区分を参考にご準備ください。

支払証拠書類

- ①日付、②宛名（各団体名）、③発行者（支払先）、④支払内容（購入物品名、単価、数量、支払金額等）が明記されている「領収書」等を提出します。領収書に①から④の記載がない場合は、それらが記載されている請求書等と合わせて支払証拠書類とします

※ただし、現金による支払いの場合は、指定口座の通帳から支払先に支払われた事実が確認できないため、支払先による受領印または受領者サインも支払証拠書類に明記されている必要があります

※クレジットカード払いの場合、カード会社からの明細だけではなく、支払内容がわかる書類（請求書等）をあわせて提出します

給与・賞与

- 給与支払の事実および支払額の適切性が確認できる下記①②いずれかの書類が必要です
 - ① 賃金台帳
 - ② 給与振込明細書および給与額の根拠資料（勤務実績表等）

- 近距離移動の場合は、利用日、利用目的、利用区間、利用交通機関、利用者名、支払金額が明記され、利用者および管理者の署名捺印のある支払証明書等を提出します

- 新幹線や飛行機の長距離移動は領収書の添付が必要です。また、飛行機の場合は、航空券の半券もしくは搭乗券、または搭乗証明書も添付してください

- 出張で宿泊した場合は、領収書等に加えて宿泊先が発行する宿泊証明書を添付してください

※宿泊費やガソリン代等、各団体の経理規程により定額で支払っている場合でも、原則として実費で精算します

- 休眠預金事業の経費として特定が困難な費用は他事業と按分することが認められますが、必要に応じて計算過程を確認させていただきます。
- 管理的経費にかかる支払証拠書類は、精算手続きの一環として提出は必須としていません。ただし、資金分配団体の裁量により、管理的経費であっても実行団体に支払証拠書類の提出を求めることができます。また契約に則り、事業完了日の属する事業年度の終了後5年間は適切に保管してください。

対象外経費等



- 以下のいずれかに該当する経費は対象外経費に該当します。それぞれ主な例をお示しします。

対象外経費	主な該当事例
本事業に直接必要ではない経費	<ul style="list-style-type: none">個人又は団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等会議費等におけるアルコール類の購入費用勤務時間外の飲食代¹退職金共済の掛け金業績連動型の賞与²自団体の役員としての役務提供に係る費用³
経済合理性を欠く経費	<ul style="list-style-type: none">ファーストクラス、スーパーシート、プレミアムエコノミー、グリーン車などの特別料金会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの合理的な理由がない、一般的な相場よりも過度に高額な物品の購入
別の用途で使われる可能性のある経費	<ul style="list-style-type: none">現金給付金券類の配付
本事業後に返金される経費	<ul style="list-style-type: none">金券類の購入による預入（交通系ICカード等）賃貸契約時に支払う敷金・保証金
土地・建物購入費	<ul style="list-style-type: none">土地・建物購入⁴

¹ 朝および夕方以降の時間帯でも、本事業の勤務時間中であり、勤務の一環として飲食した場合は助成対象とできます。出張時の朝食も例外ではありません。

² 就業規則や雇用において支給額や支給条件が明確に定められている賃金としての賞与は助成対象とできます。

³ 役員であっても自契約団体の役員としての役務提供と明確に区分できる本事業の伴走支援等に係る費用は助成対象とできます。

⁴ 土地は助成対外です。建物は賃貸を原則とし、購入する場合は、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り助成対象とします。詳細は公募要領をご確認ください。

※割引券やクレジットカード等のポイント、キャッシュバック特典については、原則として受け取りを辞退してください。

辞退できない場合には、休眠預金事業にご活用ください。

1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

助成対象の変更



- 休眠預金事業では、以下の条件下で助成対象の変更が可能です。総事業費の執行が資金計画書等と異なる状況になった場合でも、各目的区分の資金計画値の範囲内で、所定の手続きに則り変更することができます。

実行団体

① できること (手続き不要)

- 目的区分「直接事業費」「管理的経費」「評価関連経費」の各範囲内における会計科目間の流用。但し下記②に該当する場合を除く

② 資金計画書等を変更すればできること (手続きが必要)

- 目的区分「直接事業費」「管理的経費」「評価関連経費」の各範囲内における下記流用
 - 人件費の増額
 - 流用元科目の20%を超えた金額の他科目への流用
 - 資金計画書資料にない会計科目への流用

③ できないこと

- 目的区分「直接事業費」「管理的経費」「評価関連経費」を跨いだ流用は不可
- ※ 但しやむを得ない事情がある場合、「直接事業費」「管理的経費」間の流用は同じ事業費であることを踏まえ上限15%の範囲内で個別判断

資金計画書等の変更手続き



- 資金計画書等は、資金提供契約の別紙3「資金計画書」およびその積算内容を示す「資金計画書資料」から構成されます。
- 「資金計画書」「資金計画書資料」を変更する場合は、助成システムより変更申請を行います。
- 別紙3「資金計画書」の数字を変更する場合、契約変更に該当することを踏まえ団体所定の手続きを行ってください。

資金計画書等の構成		
分類	シート名	説明
資金計画書資料	①調達の概要	資金計画の概要として、年度別、目的区分別および調達手段（助成金・自己資金）別の調達金額を記載。
	②自己資金・民間資金	自己資金・民間資金の調達方法、調達金額および調達確度を記載。
	③積算の内訳	各年度の目的区分別、会計科目別の金額。 「明細入力」に基づき数字は自動作成。
	明細入力	調達金額の積算根拠として、会計科目別に予定している支出項目および金額を記載。また助成金申請の前提となる年度別の執行予定額を作成。
資金計画書	資金計画書	契約の別紙3「資金計画書」。 「①調達の概要」に基づき数字は自動作成。

資金計画書

資金計画書	合計	助成金	自己資金・民間資金
事業費	0	0	0
直接事業費	0	0	0
管理的経費	0	0	0
-	0	0	-
評価関連経費	0	0	-
実行団体用	0	0	-
-	0	0	-
合計	0	0	0

一時保存 申請

※助成期間内に資金計画書等を変更してください。変更手続きが漏れると、人件費の超過分等が助成の対象外になる恐れがあります。

自己資金を充てたい経費がある場合の対応



指定口座に入金できない自己資金・民間資金への対応

- 実行団体の中には、稀ではありますが、金融機関からの融資を受ける等の理由で経費の一部（例：建物取得費用）について指定口座に入金することができず、また当該経費について全額自己資金から捻出することを希望する団体があります。
- このような場合、資金提供契約の別紙3「資金計画書」から当該資金に係る費用を除外したうえで契約を締結することで本事業の指定口座とは別口座で管理できます。
- 別口座で管理する自己資金・民間資金の情報は、資金計画書資料「①調達の概要」内の「指定口座に入金できない自己資金・民間資金」に記載したうえで、当該資金を含めた補助率（事業費に対する助成額の割合）を確認してください。

※自己資金・民間資金は原則として指定口座で管理することが求められています。本対応はそれができない場合の例外的な運用であり、指定口座で管理できないとする根拠については確認が必要です。

1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

参考：コンソーシアムの場合の対応（1）



- コンソーシアムの資金周りの手続きは幹事団体のみが行います（次頁参照）。

	コンソーシアム の統括	事業実施
幹事団体	○	○
構成団体	—	○



参考：コンソーシアムの場合の対応（2）



	幹事団体	構成団体
資金分配団体との契約	契約当事者	—
資金計画の作成	自団体分	不要
指定口座の開設	要	不要 (助成金を管理しない)
区分経理	要	不要
月次精算報告の提出	要	不要
領収書の宛名	自団体名	幹事団体名

1. 資金管理の原則

2. 業務の概要と月次精算報告

3. 資金計画の見直し等

参考：コンソーシアムの場合の対応

4. 今後について

- 本資料に係る詳細は、「精算の手引き」でご確認ください。
- 助成システムが利用できるようになりましたら、新たに開設した指定口座の情報を登録した上で、助成金申請と月次精算報告（収支管理簿及び現金出納帳の記入）に進み、資金分配団体の指示のもと、日々の精算業務にあたってください。